

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成29年度清須市学校給食アレルギー対応検討会
開催日時	平成29年6月29日（木） 午後3時30分から午後4時27分まで
開催場所	清須市学校給食センター研修室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員長及び副委員長の互選について (2) 学校給食における食物アレルギー対応食の状況について (3) 食物アレルギー対応食提供に対する進め方について (4) 食物アレルギーにより欠食する場合の学校給食費の取り扱いについて 4 その他 5 閉会
会議資料	<p>平成29年度清須市学校給食アレルギー対応検討会次第</p> <p>資料1 清須市学校給食アレルギー対応検討会設置要綱</p> <p>資料2 学校給食アレルギー対応検討会委員名簿</p> <p>資料3 学校給食におけるアレルギーに関する集計表</p> <p>資料4 学校給食におけるアレルギーに関する原因食品集計表</p> <p>資料5 学校給食における食物アレルギー対応食の実施</p> <p>資料6 清須市学校給食センター管理運営規則</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1人
出席委員	<p>25人</p> <p>○委員長 原委員（清洲東小学校）</p> <p>○副委員長 小栗委員（星の宮小学校保護者の代表）</p> <p>○医師 山田委員（山田医院）</p> <p>○学校長の代表 小暮委員（古城小学校）、大山委員（春日小学校）及び石川委員（新川中学校）</p> <p>○保護者の代表</p>

	<p>築山委員（西枇杷島小学校）、大橋委員（古城小学校）、加藤委員（清洲小学校）、前田委員（清洲東小学校）、上田委員（新川小学校）、原田委員（桃栄小学校）、瀬戸委員（春日小学校）、川島委員（西枇杷島中学校）、木全委員（清洲中学校）、関口委員（新川中学校）及び神埜委員（春日中学校）</p> <p>○養護教諭の代表 竹田委員（西枇杷島小学校）、加藤委員（新川小学校）、俣溝委員（星の宮小学校）及び小澤委員（清洲中学校）</p> <p>○給食主任の代表 岡田委員（清洲小学校）、重澤委員（桃栄小学校）、山田委員（西枇杷島中学校）及び菱田委員（春日中学校）</p>
欠席委員	0人
出席者（市）	<p>3人</p> <p>○教育委員会事務局教育部学校教育課 齋藤教育長、寺井教育部長及び丹羽学校教育課長</p>
事務局	<p>6人</p> <p>○学校給食センター管理事務所 岩田管理事務所長、池田所長補佐、成瀬主査、新栄養教諭、渡邊栄養教諭及び佐藤学校栄養職員</p>
<p>会議の経過</p> <p>1 開会 （進行 岩田管理事務所長）</p> <p>2 あいさつ 齋藤教育長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の互選について（資料1及び資料2参照） ○委員長に原委員（清洲東小学校長）を互選した。 （原委員長あいさつ） （進行 岩田管理事務所長→原委員長） ○副委員長に小栗委員（星の宮小学校保護者代表）を互選した。 （小栗副委員長あいさつ）</p> <p>(2) 学校給食における食物アレルギー対応食の状況について（資料3及び資料4参照） （清須市学校給食センター紹介ビデオの鑑賞） （資料3及び資料4の説明 渡邊栄養教諭）</p> <p>○質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加藤委員（清洲小学校保護者代表） 資料3の「原因食品は使用されない」とは、どのようなことか。 ・渡邊栄養教諭 	

例えば、資料4の特定原材料の「そば」や特定原材料に準ずるものの「いくら」など、食物アレルギー起因食材料が学校給食では使用されない場合を指します。

(3) 食物アレルギー対応食提供に対する進め方について（資料5参照）
（資料5の説明 新栄養教諭）

○質疑応答

・小暮委員（古城小学校長）

毎日、美味しく、楽しく給食をいただいている。約8,000食の給食を作ることに加え、間違いがあってはならないことであるが、アレルギー事故が今まで発生していないことは、すごいことであると感じている。

資料3の「原因食品は使用されない」という食材は、その他にどのようなものがあるのか。

また、除去食の「かき玉汁」を試食したことはないが、味付けなどは、どのように調整しているのか。

・新栄養教諭

落花生やピーナッツも学校給食では使用していません。

除去食の「かき玉汁」は、除去食専用の釜で別に調理していますが、卵を加えず、醤油やダシなどを加えて調整しています。また、「シチュー」の場合は、ルーを加えませんので、コンソメを加えるなどして調整をしています。

(4) 食物アレルギーにより欠食する場合の学校給食費の取り扱いについて（資料6参照）

（資料6の説明 岩田管理事務所長）

○取り扱い素案の主な説明（岩田管理事務所長）

- ・現在は、食物アレルギーに限らず、5日以上連続して欠食した場合に限り、給食費を還付することができる規定になってはいますが、これは、概ね、前もって予定することのできない病気等により学校を休んだ場合を想定しています。アレルギー疾患が原因で欠食をする場合、献立や成分表などで、欠食する給食の日を計画することができますので、この規則を見直し、2学期から給食費の負担を少しでも軽減できたらと考えています。

○質疑応答

- ・なし

4 その他

○アドバイス

・山田委員（医師）

資料5で説明のあった「魚卵」は、卵アレルギーの原因となっている「鶏卵」とは、全く別のものである。学校給食は、必ず加熱されたものが提供されているので、アレルギーが軽度の児童や生徒であれば、加熱された「子持ちししゃも」は問題とならない可能性が高いものであると考える。

また、生で食べる食材は、学校給食では提供されないため、「いくら」が原因となっている場合も心配はない。ただし、家庭で外食する際、回転すし店

で「いくら」を興味本位で口にする事例が見られるが、「いくら」がアレルギーの原因となっている場合もあるので、かなり気を付けた方が良い。自己判断できない年齢の子どもは、特に注意すべきある。

また、学校給食のパンには、必ず乳が含まれている。小麦アレルギーでない場合は、フランスパンには乳が含まれていないので、フランスパンであれば家庭で食べさせることができる。最近では、米粉で作ったパンもある。

あと、隣の友達の給食と交換して食べるという行為にも気をつけるべきである。

○質疑応答

- ・関口委員（新川中学校保護者代表）

代替食の場合、どのくらいの量が提供されているのか。

- ・新栄養教諭

代替食は、学校給食センターから個別に専用の容器で教室におかずを届け、児童や生徒が自分で食器に移して食べています。通常のおかずをおかわりすることができないので、少し多めとなっています。

○意見

- ・上田委員（新川小学校保護者代表）

代替食の届け方については、本日の説明で良く解った。入学する前など、前もって知ることができれば、不安も解消でき、良いと思う。

（進行 原委員長→岩田管理事務所長）

5 閉会

会議の結果	審議に関する事項なし
問い合わせ先	教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所 052-400-7925